

生徒、保護者の皆様へのお願い

5月19日（火）から登校可能日が実施されますが、緊急事態宣言に伴う臨時休業は5月31（日）まで延長されています。

つきましては、生徒の皆さんは下記のことについて十分注意しながら過ごしてください。保護者の皆様におかれましても、この趣旨をご理解の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 登校について

- (1) **毎朝の検温及び風邪症状等の確認**をして、**無理せず**登校してください。
- (2) 体調不良の人や発熱等の風邪症状がみられる人は、**学校に連絡の上**、休むようにしてください。
- (3) 感染予防のため、**できるだけマスクを着けて**登校してください。

2 登校に不安・心配を感じる場合

本校では、当面の間、以下の場合については、欠席扱いとしない配慮をしています。

また、課題の提出・指示等についても配慮しますので、遠慮なく学級担任等にご相談ください。

- (1) 感染の不安・心配を理由に登校できない旨の連絡が保護者からあった場合
- (2) 発熱等の風邪症状がみられ、保護者から欠席の連絡があった場合
- (3) 学校で発熱を確認し、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導した場合

3 学校で体調不良になった場合

- (1) 普段通り保健室を利用し、養護教諭の指示に従ってください。
- (2) 発熱が認められた場合は、新型コロナウイルス感染予防の観点から帰宅し、症状がなくなるまで自宅休養していただくことになります。その際、生徒の安全と感染予防の観点から原則として保護者の方に迎えにきていただくことをお願いいたします。なお、この場合は欠席扱いとしない配慮をいたします。

4 自宅での過ごし方について

- (1) 緊急事態宣言に伴う臨時休業は5月31（日）まで延長されていることを踏まえて、不要不急の外出を控えてください。
- (2) 毎朝の検温及び風邪症状等の確認や規則正しい生活等、健康管理につとめ、自宅にいても咳エチケットや手洗い等の感染症対策を心がけてください。
- (3) 発熱が続き病院で受診するときは、事前に担任の先生に連絡してください。
- (4) ご家族の方が新型コロナウイルスに感染された場合も、必ず担任の先生に連絡してください。
- (5) 登校可能日を含め、これまでと同様に、規則正しい生活を送り、各教科から指示されている課題はもちろん、進路実現や資格取得・検定合格に向けた自主的な学習活動をしてください。